

愛媛県子ども読書活動推進計画

平成 26 年 3 月

愛 媛 県 教 育 委 員 会

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、愛媛県が策定しました。

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景	1
2 計画の概要と期間	2

第2章 前計画における取組の成果と課題

1 前計画における8指標の達成状況	3
2 子どもの読書の状況等	5

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

I 子どもに対する働きかけ

1 家庭における子どもの読書活動の推進	
(1) 家庭の役割	7
(2) 現状と課題	8
(3) 今後の方向	
① 家庭での子どもへの働きかけ	8
② 保護者自身の取組	9
2 地域における子どもの読書活動の推進	
(1) 地域の役割	9
(2) 現状と課題	9
(3) 今後の方向	
① 公立図書館における子どもの読書活動の推進	10
② 公民館図書室等における子どもの読書活動の推進	11
③ ブックスタートの実施	11
④ NPO法人・ボランティアによる活動の推進	12
3 学校等における子どもの読書活動の推進	
(1) 学校の役割	12
(2) 現状と課題	12
(3) 今後の方向	
① 授業時間における読書活動の推進	13
② 朝の読書等「一斉読書」の推進	14
③ 休み時間・放課後における読書活動の推進	14
④ 学校関係者の意識の高揚	15
⑤ 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進	15
4 県立図書館における子どもの読書活動の推進	
(1) 現状と課題	15
(2) 今後の方向	16
5 障害のある子どもに対する読書活動の推進	
(1) 現状と課題	16
(2) 今後の方向	16

Ⅱ 環境整備

1 公立図書館等の充実

(1) 現状と課題	17
(2) 今後の方向	
① 人的充実	17
② 児童書の充実	17
③ 児童書コーナーの設置と工夫	18
④ 図書館の情報化	18

2 学校図書館等の充実

(1) 現状と課題	18
(2) 今後の方向	
① 人的充実	19
② 児童書の充実	19
③ 設備面での充実	20
④ 学校図書館の開放	20

3 県立図書館の充実

(1) 現状と課題	20
(2) 今後の方向	
① 人的充実	21
② 児童書等の充実	21
③ 児童書コーナーの設置と工夫	21
④ 研修等	21
⑤ その他	22

4 障害のある子どものための環境整備

(1) 現状と課題	22
(2) 今後の方向	22

5 学校、図書館等の連携・協力

(1) 現状と課題	23
(2) 今後の方向	23

Ⅲ 普及啓発

1 普及啓発	23
2 「子ども読書の日」	24
3 優良図書、優良事例の紹介	24
4 市町推進計画の策定	24

(資料)

○ 子ども読書活動推進のための取組事例	25
○ 子どもの読書活動に関するアンケート結果	32
○ 学校における読書活動の状況	69
○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	70
○ 文字・活字文化振興法	71

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

近年、交通手段や情報技術の進歩により、世界の一体化、相互依存が深まる一方で、世界中に、考え方の違う人々やグループが存在し、あるいは激しく衝突しあるいは共存している様子が日々報道されています。

また、生命科学や宇宙科学の進歩により、生命や物質の極微から極大の世界までの様子が明らかになり、私たちの人間や世界についての認識に大きな影響を及ぼしています。

一方、身近な子どもの育ちに視点を移してみると、以前は、祖父母や地域の人たちから世代を超えて、伝統や文化などさまざまなことが受け継がれてきましたが、現在はそれらが少なくなってきました。また、生活が豊かになった反面、いじめや不登校、校内暴力、学級崩壊、青少年による凶悪犯罪など、深刻な状況が続いており、これを改善しようとするさまざまな取組も行われています。

このような中で、これから未来に踏み出そうとする子どもたちには、自ら学び、考え、知見を深めようとする積極性、たくましさ、異なる価値観を認め合い、共に生きることのできる柔軟性、やさしさを身に付けていくことが求められています。

読書活動を通じて、子どもは言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするとともに、広く世界を知り、生きる力の基盤を身に付けることができます。

時代が大きく変化している今こそ、子どもに読書の大切さ、おもしろさを教え、子どもの読書を振興し、たくましく健全な子どもの育成を図っていかねばなりません。

このような中、総合的に子どもの読書活動を推進するため、平成13年12月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、平成14年8月には、同法第8条の規定に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とし、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が策定され、平成20年3月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画が策定されています。その後、図書館法や図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正、新学習指導要領の全面実施など、子どもの読書活動に関連する整備が図られるとともに、平成22年には「国民読書年」の取組が推進されました。

本県でも、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の規定に基づき、平成16年3月に「愛媛県子ども読書活動推進計画」（第一次計画）を、平成21年3月には第二次計画を策定し、本県における子どもの読書活動の推進を図ってきました。その結果、公立図書館においては、子どもの読書活動を推進するための取組が積極的に行われ、学校においては、一斉読書の定着やボランティアを活用した読み聞かせ等の活動が推進されるなどの成果がある一方、依然として、学校段階が進むにつれて読書活動が行われなくなる傾向があるなど、今後も引き続き、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもに働きかけを行ったり環境整備を推進したりする必要があります。

本計画は、平成25年5月に新たに策定された国の「子どもの読書活動の推進に関する

基本的な計画」及び前計画の取組の成果や課題などを踏まえ、今後の本県の子どもの読書活動の推進を図ろうとするものです。

2 計画の概要と期間

この計画では、子どもの読書活動推進のための方策について、まず、子どもにどう働きかけるかという観点から、働きかけの主体である「家庭」、「地域」（市町立図書館等）、「学校」及び「県立図書館」に分けて示しています。ふだん読書する習慣のない子どもでも、何かのきっかけがあつて読書のおもしろさを知れば、すぐ読書に親しむことができるようになる、そのようなきっかけづくりにつながる働きかけこそ最も大切である、そのように考えたためです。

次に、子どもに働きかけるためには、それを担う人が必要であり、子どもが読書しようとしても、本と本を読む場所がなければ、読書することができません。そこで、子どもの読書活動を支える環境整備の観点から、人（人的充実）、本（児童書の充実）、場所（児童書コーナーの設置と工夫）等の項目について、市町立図書館、学校図書館、県立図書館に分けて示しています。

なお、障害のある子どもに対する読書活動の支援方策についてもそれぞれ示しています。

最後に、子どもが自ら読書に親しみ読書習慣を身に付けていくためには、身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが大切です。このような観点から、普及啓発活動の進め方について示しています。

計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間であり、必要に応じ、項目に数値目標を示しています。

この計画に沿って、是非子どもの読書活動が推進されるよう期待します。

第2章 前計画における取組の成果と課題

1 前計画における8指標の達成状況

(1) 県内公立図書館における子ども一人当たりの児童書の貸出冊数

H19 年度	H25 年度目標	H24 年度実績
6.0 冊	7 冊	6.3 冊

※愛媛県立図書館調査

平成 24 年度の県内の公立図書館における子ども一人当たりの児童書の貸出冊数は、平成 19 年度と比較すると約 0.3 冊増加して 6.3 冊となっていますが、平成 25 年度の目標は達成していません。家庭等での読書活動を促すためにも、新刊本や話題の本、子どもたちの興味を引く本について、展示の仕方を工夫したり、図書館便りやホームページでの紹介を充実したりするなど、さまざまな方法で子どもの関心を引き出すことが必要です。

(2) 県内のブックスタート実施市町数

H20 年度	H25 年度目標	H25 年度実績
15 市町 (75%)	全市町	17 市町 (85%)

※当課調査

平成 25 年 7 月現在、県内でブックスタート（ブックスタートに準ずる活動を含む）を実施しているのは 17 市町（85%）で、平成 25 年 8 月現在の全国の実施率 49.1%（NPO 法人 ブックスタート 調査）と比較すると、県内市町の実施率は高くなっています。また、平成 20 年度に県内でブックスタートを実施していたのは 15 市町（75%）でしたので、実施率は増加していますが、平成 25 年度の目標（100%）は達成していません。早い段階で読み聞かせの大切さやノウハウを保護者に伝えるためにも、引き続き 100%の実施率を目指すことが必要です。

(3) 県内公立図書館の設置率

H20 年度	H25 年度目標	H24 年度実績	H24 年度全国
80%	100%	80%	74.6%

※「日本の図書館 統計と名簿 2012/（社）日本図書館協会

平成 24 年度の県内の公立図書館の設置率は、80%（16 市町）で、平成 20 年度と比較して増加していません。また、全国の状況と比較すると設置率は高くなっていますが、まだ 4 町で公立図書館が設置されていません。今後も全市町での図書館の設置に努めていきますが、図書館の設置が困難な場合は、公民館の図書室等がその役割を果たすとともに、県立図書館や近隣市町との連携により読書環境の整備・充実を図ることが必要です。

(4) 県内公立図書館の子ども一人当たりの児童書数

H20 年度	H25 年度目標	H24 年度実績
3.8 冊	5 冊	4.1 冊

※四国の公共図書館 2013（四国地区公共図書館連絡協議会）

平成 24 年度の県内の公立図書館の子ども一人当たりの児童書数は、平成 20 年度と

比較すると 0.3 冊増加して 4.1 冊になっていますが、平成 25 年度の目標を達成していません。子どもの読書活動を推進するためには児童書を充実させることは重要であり、引き続き自館における児童書の整備を図るとともに、県立図書館からの一括貸出等を利用していく必要があります。

(5) 県内の学校図書館図書標準達成校の割合

校種	H18 年度	H25 年度目標	H23 年度実績	H23 年度全国
小学校	46.4%	60%	59.0%	56.8%
中学校	48.6%	60%	61.9%	47.5%

※平成 24 年度学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）

平成 23 年度、県内の学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、平成 18 年度と比較すると、小学校では 12.6 ポイント、中学校では 13.3 ポイント増え、それぞれ 59.0%、61.9%となっています。小学校、中学校とも、全国平均を上回っており、さらに中学校は平成 25 年度の目標も達成しています。一方で、文部科学省の調査によると、1 校当たりの蔵書冊数は、中学校で 10,856 冊と全国平均 10,179 冊を上回っていますが、小学校で 7,644 冊（全国平均 8,370 冊）、高等学校で 22,478 冊（同 23,419 冊）と、全国平均を下回っています（平成 24 年度 学校図書館の現状に関する調査）。小学校における図書標準達成校の割合は 59.0%と、全国平均 56.8%を上回っていることから、整備状況の二極化が進んでいることが予想され、引き続き図書の整備・充実を図ることが必要です。

(6) 公立図書館と連携している公立学校の割合

校種	H19 年度	H25 年度目標	H24 年度実績	H24 年度全国
小学校	50.4%	65%	67.4%	76.5%
中学校	28.0%	40%	34.6%	49.8%

※平成 24 年度学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）

平成 24 年度、県内で公立図書館との連携を実施している学校の割合は、平成 19 年度と比較すると、小学校では 17.0 ポイント、中学校では 6.6 ポイント増え、それぞれ 67.4%、34.6%となっています。小学校では平成 25 年度の目標を達成していますが、全国平均を下回っています。中学校では全国平均を下回っており目標値に到達していません。県内の各公立図書館が学校と連携して、学校における子どもの読書活動の一層の充実に係る活動を積極的に推進することが必要です。

(7) 子ども読書の日に関する啓発事業等を実施した公立図書館の割合

H20 年度	H25 年度目標	H25 年度実績
75%	100%	87%

※当課調査

平成 25 年度、子ども読書の日に関する啓発事業等を実施した県内の公立図書館は 26 館（87%）で、平成 20 年度と比較すると実施率は 12 ポイント増加しましたが、平成 25 年度の目標を達成していません。「子ども読書の日」（4 月 23 日）は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、国民の間に広く子どもの読書活動につい

ての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものであり、引き続きその趣旨に沿った事業を実施することが必要です。

(8) 県内の市町推進計画の策定数

H19 年度	H25 年度目標	H24 年度実績	H24 年度全国
2 市	全市町	6 市町 (30%)	59.8%

※文部科学省調査

平成 24 年度において県内で市町推進計画を策定しているのは 6 市町 (30%) と、全国平均を大きく下回っています。「子どもの読書活動の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、市町においても地域の実情を踏まえ、計画の策定を推進することが必要です。

2 子どもの読書の状況等

(1) 朝の読書等「一斉読書」の実施状況

校種	H19 年度	H24 年度実績	H24 年度全国
小学校	99.2%	99.7%	96.4%
中学校	87.4%	87.2%	88.2%
高等学校	86.8%	92.0%	40.8%

※平成 24 年度学校図書館の現状に関する調査 (文部科学省)

朝の読書等「一斉読書」を実施している学校の割合は、平成 24 年度は小学校 99.7%、中学校 87.2%、高等学校 92.0%と、平成 19 年度と比較すると、中学校では僅かに減少しましたが、小学校で 0.5 ポイント、高等学校で 5.2 ポイント増加しています。また、小学校、高等学校では、全国平均を上回っており、県内の学校においては一斉読書を通じた読書活動が充実してきています。

(2) 子どもの読書の状況

平成 25 年 7 月、県内の幼児、児童、生徒に対して、読書活動の状況等に関するアンケートを実施しました。(詳細は資料 P32～を参照してください。)

① 読書の好き嫌い (資料 P33 参照)

	好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌い
幼児	66.2%	29.9%	3.2%	0.6%
小学校下学年	46.7%	41.6%	10.1%	1.6%
小学校上学年	51.4%	37.2%	8.5%	2.9%
中学生	48.9%	35.8%	10.8%	4.4%
高校生	37.5%	44.0%	14.2%	4.3%

本を読むことが「好き」または「どちらかといえば好き」と答えた子どもの割合は、幼児の 96%が最も高く、学校段階が上がるにしたがって低くなり、小学生で 88%、中学生で 85%、高校生では 82%となっています。平成 20 年 7 月調査と比較すると、同じ傾向ですが、その割合は全ての学校段階で増加し、特に高校生では 5 ポイント増加しています。

② 1ヶ月の読書冊数（資料 P34 参照）

	平均冊数
幼児	11.1
小学校下学年	10.2
小学校上学年	12.6
中学生	6.3
高校生	2.8

1ヶ月間に読んだ本の冊数は、小学校上学年の12.6冊が最も多く、幼児、小学校下学年と続き、中学生及び高校生になると小学生までの半分以下となっています。平成20年7月調査と比較すると、同じ傾向ですが、その冊数は、幼児で0.6、小学生で1.6～2.1、中学生で1.7、高校生で0.1冊と全ての学校段階で増加しています。

③ 家庭での読書の頻度（資料 P36 参照）

	ほぼ毎日	週に3回以上	週に1回くらい	月に1～2回	年に数回	全く読まない
幼児	36.8%	31.0%	27.7%	3.9%	0.6%	0.0%
小学校下学年	32.6%	28.1%	23.1%	11.7%	2.0%	2.6%
小学校上学年	24.3%	27.9%	22.7%	12.8%	6.4%	6.0%
中学生	16.6%	20.6%	22.0%	17.6%	13.1%	10.1%
高校生	6.1%	11.6%	16.6%	21.1%	21.7%	22.9%

週に1回以上家庭で本を読む子どもの割合は、幼児の96%から、学校段階が上がるにつれて減少し、小学生で75～85%程度、中学生で59%、高校生では34%となっています。平成20年7月調査と比較すると、同じ傾向ですが、その割合は幼児から中学生では2～4ポイント増加しましたが、高校生ではほぼ同じとなっています。学校段階が上がるにつれて、学習や部活動の時間が増加するため、家庭で読書に当てられる時間が減少していると思われます。高校生になると、読書は「好き」または「どちらかといえば好き」であるが、家庭ではほとんど本を読まない（「年に数回」または「全く読まない」）子どももあり、読書習慣が定着できるような意識と体制をつくる必要があります。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われます。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。

また、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要です。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、人格の形成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものです。

以上のような観点から、県では「家庭における子どもの読書活動の推進」「ボランティアとの連携」「公立図書館と学校等との連携」「県立図書館における子どもの読書活動の推進」「市町における読書活動推進計画の策定」を重点事項とし、次の取組を通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図ります。

I 子どもに対する働きかけ

長い人生を通じて、人を助け、励まし、新しい知識を得る、そのような喜びの大きい読書活動との最初のきっかけは、特に日ごろ本を読む機会のない子どもにとって、大人の側から何らかの形で働きかけることが必要です。

ただし、本来、読書は自発的なものであり、強制することによって、逆に読書離れを引き起こす可能性もあることから、働きかけに当たっては、子どもが自然に読書への意欲をそえられるような配慮も必要です。

また、読書生活を豊かにするためにも、継続して働きかけていくことも大切です。

特に、自我の芽生えの4歳前後、社会性の著しい発達を見せる小学校中学年ごろ、自我の確立期にあたる中学2年生前後などの発達の節目で適切に読書を進めることは、子どもの豊かな成長に大きく寄与することに留意したいものです。

この項目では、このような子どもに対する家庭、地域、学校を通じた社会全体からの働きかけについて、示しています。

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもが最初に本と出会う場所であり、家庭における読書環境や働きかけは、子どもの読書習慣を形成するうえで、非常に大切な役割を担っています。子どもの日常生活の場である家庭では、子どもが自然に読書に親しめるよう、さまざまな工夫を凝らす余地があります。

例えば、朝から晩まで、人がいる間、常にテレビが大きな音を上げている所で、子どもは落ち着いて読書しようとする気になるでしょうか。

子どもが家庭で読書に親しむためには、保護者がともに読書を楽しむなど、子ども

が自然に読書に向かうような環境が大切です。

(2) 現状と課題

○ 家庭での取組状況（資料 P47 参照）

子どもが幼児、小学校下学年のうちは、読み聞かせや子どもと一緒に本を読むなどを中心に約9割の家庭で何らかの取組を行っており、家庭で読書に親しむための取組がある程度定着しています。

しかしながら、学校段階が上がるにつれて家庭で特に取組は行っていないと回答した保護者の割合が増加し、高校生では約4割に達しています。子どもの自主性にまかせるだけではなく、中・高校生に対しても、読みやすそうな本を紹介したり本を買い与えたりするなど、家庭で読書へのきっかけを与える取組が必要です。

また、取組を行うのは母親であるという家庭が多く、父親の読書活動への参加を推進していくことも必要です。

○ 読書活動に関する情報収集（資料 P43 参照）

子どもが幼児、小学生の間は幼稚園や学校、公立図書館から読書活動に関する情報を収集している保護者の割合が多くなっていますが、中学生、高校生になるとインターネットの割合が増えるとともに、特に情報収集はしていないという保護者も中学生で29%、高校生で36%となっています。そのうち、幼児で約70%、小学生で約半数の保護者が情報収集の方法がわからないと回答していますが、中学生及び高校生の保護者は、情報収集の必要がないと考えている割合が大きくなっています。公立図書館や学校等が積極的に啓発活動を行い、情報提供することが必要です。

また、保護者が何らかの情報収集を行っている場合、子どもが読書をする割合が高くなる傾向にあります。保護者の読書活動に対する姿勢が子どもにも影響を与えており、家庭での取組を継続していくことが必要です。

○ 読書活動に関する相談（資料 P45 参照）

読書活動に関する相談は知人にするという保護者の割合が最も多く、次いで幼稚園や学校が多くなっていますが、小学生以上になると、特に相談はしていないという保護者が過半数を占めています。そのうち約2割が相談の方法がわからないと回答しており、公立図書館や公民館図書室等が相談できる体制を整えることが必要です。

また、保護者が特に相談をしていない子どもは、何らかの相談をしている子どもと比較して、読書をしない割合が比較的高くなっています。保護者が子どもの読書活動に関心を持つことが大切です。

(3) 今後の方向

① 家庭での子どもへの働きかけ

子どもが小さいときは、読み聞かせで本のおもしろさを伝えます。読み聞かせを通じて、子どもは言葉を理解し、新しい知識を獲得し、空想の世界にはばたきます。また、家庭での読み聞かせは、子どもが保護者の近くで、保護者の声を聞きながら過ごす時間をもてることで、子どもの安定した情操をはぐくむうえでも大きな効果があります。

子どもが自分で本を読めるようになったら、子どもと同じ本を読んで感想を聞い

てみる、おもしろい本を子どもに聞いて保護者も読んでみる、感想を言う、年齢に応じたさまざまな方法で、子どもの読書意欲を高めることが必要です。ベストセラーや映画化などで話題になった本を切り口にして、子どもの興味を引くのも一案であり、また、物語やエッセイなどのほか、事典や写真集、絵画集、絵本、マンガなども対象にして、子どもの読書の世界を広げていくことも大切です。特に、中・高校生に対しても、話題になっている本などで読みやすそうな本を紹介したり買い与えたりするなどの取組が必要です。さまざまな方法により家族で一緒に本を読んで感想を語り合うことは、家族間のコミュニケーションを深めることにもつながります。

是非、家庭において、さまざまな工夫を凝らして、子どもの読書活動を推進していただきたいと考えます。

② 保護者自身の取組

子どもへの働きかけのほか、保護者自身が読書を楽しみ、その姿を子どもに見せたり、子どもと一緒に図書館に行き本に親しむ機会を設けたりすることによって、子どもが自然に本を手取るような環境を作り出すことも大切です。

また、父親も公立図書館で行われる読み聞かせ等のイベントに参加するなど、子どもの読書活動の推進に積極的に協力していただきたいと思います。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 地域の役割

○ 公立図書館

公立図書館は、地域の読書活動推進の中核施設であり、特に生涯続く読書活動の出発点となる子どもの読書活動については、その推進に積極的に取り組んでいく必要があります。

図書館は、さまざまな年齢の子どもが利用する施設であり、まず、子どもたちの自発的な利用が促進されるよう、蔵書や施設及び啓発活動に工夫を行う必要があります。

○ 公民館図書室

公立図書館が設置されていない地域では、公民館や文化会館などに併設された図書室が公立図書館の役割を担っています。公立図書館に比べ人材、蔵書、施設環境などで恵まれていないところも多くありますが、重点項目を設定するなど、必要に応じ工夫を重ね、公立図書館に準じ、子ども読書活動推進のためのさまざまな活動に取り組む必要があります。

○ NPO・ボランティア

地域で活動しているNPO法人やボランティアは、読み聞かせなどを通して、子どもの読書活動に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ機会を提供するなど子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。

(2) 現状と課題

○ 公立図書館の主な取組（資料 P60 参照）

読み聞かせや紙芝居等の読書活動の支援及び児童書コーナーの設置は全ての図書

館で取り組んでおり、幼児や小学生に対する取組は比較的よく行われています。一方、公立図書館を利用する中・高校生の多くが調べ物をするため図書館を利用すると考えられますが、調べ物支援を行っている図書館は 68%と取組はまだ十分とはいえない状況です。YA（ヤングアダルト）世代の読書の推進のためにも、積極的な取組が求められます。

また、ほとんどの図書館が子ども用図書の充実を図っていますが、子どもに読書へのきっかけを与えるために今後も継続していくことが必要です。また、保護者に対する情報提供を行っている図書館は2割に満たず、保護者の読書活動に関する理解促進を図り、保護者自身の読書活動を推進するためにも、啓発活動を積極的に行うことが必要です。

○ 公民館図書室（資料 P66, 67 参照）

82%の市町に、図書室が併設された公民館があります。

ボランティアなどによる読み聞かせや紙芝居等の読書活動の支援は 64%、児童書コーナーの設置・工夫は 50%の市町の公民館図書室で実施しています。小さい子どもに対する取組は比較的よく行われていますが、全般的に公立図書館より実施率が低く、特に公立図書館が設置されていない町についてはより積極的な取組が必要です。

また、保護者向けの情報提供については公立図書館より実施率が高く、保護者や子どもにとって身近な機関である公民館が今後も啓発活動をしていくことが必要です。

○ ブックスタートの実施状況（資料 P66 参照）

平成 25 年度の県内市町におけるブックスタート実施率は 85%、17 の市町で実施されています（ブックスタートに準ずる活動を含む）。平成 25 年 8 月現在の全国の実施率は、49.1%（「NPO 法人ブックスタート調査」）ですので、県内では比較的よく実施されていますが、25 年度の目標である実施率 100%には到達していません。子どもが小さいうちに保護者に対して早い段階で読み聞かせの大切さやノウハウを伝えるために、全市町での実施が望まれます。

○ ボランティアの状況（資料 P62, 63 参照）

県内のほとんどの公立図書館でボランティアを導入して、読み聞かせや紙芝居等の児童サービスを実施しており、ボランティアの活動の場はある程度提供されています。今後も引き続き公立図書館とボランティア等の連携を図っていくことが必要です。一方、学校では、ボランティアを導入したいがノウハウがないというところがあり、公立図書館が学校とも連携を図り、方法を伝えていくことも必要です。

(3) 今後の方向

① 公立図書館における子どもの読書活動の推進

乳幼児や小学生に対しては、読み聞かせや、おはなし会、紙芝居などを通じて、想像の世界、体験できない世界のおもしろさを伝え、読書活動につながる素地を養うよう努めます。

また、図書館に来館した子どもに対しては、調べものの支援や、個のニーズに応じた本の紹介など、図書の世界の広さや豊かさを楽しませることができるような取

組を行うとともに、図書の展示の仕方や図書館便りを工夫するなど、子どもの関心を引き出すよう努めます。

図書館に来館しない子どもに対しても、図書館から学校などに出向いて、おもしろい本を紹介するブックトークなどを行い、本のおもしろさや、図書館の豊かさを伝え、読書のきっかけづくりを行うとともに、ホームページにおける新刊本、話題の本、興味を引く本の紹介を充実させるなど、図書館への関心を高めるよう努めます。

中・高校生になると、家庭や学校にとどまらず、テレビやインターネットなどのメディアの影響を受け、関心を持つ世界が広がってくることから、話題性のある本を取り上げて、読書へのきっかけを与えるなど、工夫のある対応を行います。

さらに、子どもの読書活動推進に対する保護者の理解促進を図るため、ホームページやメールマガジン等も利用して、家庭での読み聞かせや子どもが読書することの重要性の理解を促したり、読み聞かせなどの取組の情報を広く周知・広報したりするなど、保護者を対象とした啓発活動を実施していきます。また、「大人が本を読まないから子どもも本を読まない、まずは大人読書を進める必要がある」との根強い意見もあることから、子どもの読書活動推進のためにも、「大人の読書活動推進」についても、一層取り組んでいきます。

(指標)

県内公立図書館における子ども一人当たりの児童書の貸出冊数
平成24年度 6.3冊 → 平成30年度 7冊

② 公民館図書室等における子どもの読書活動の推進

現在、県内で公立図書館を設置している市町は、16市町であり、他の4町には公立図書館が設置されていません。

公民館や児童館など地域に身近な施設では、地元のボランティアなどを活用した朗読会や読み聞かせなどに活動の場を提供するとともに、保護者や子どもの出入りも多いことから、さまざまな機会を利用して、子どもが読書することの大切さについて啓発を進めていきます。

あわせて、本の紹介や展示など児童書コーナーの工夫をすることを通して、子どもが読書に親しめる環境づくりに努めます。

③ ブックスタートの実施

ブックスタートは、0歳児健診などの機会に、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら、絵本を手渡し運動です。

この運動で最も大切なことは、単に絵本を手渡すだけでなく、読み聞かせの大切さや、そのノウハウを伝え、保護者が絵本を通じて積極的に子どもにかかわっていくことを促す点にあります。

読み聞かせを通じて、子どもは人生で初めて本と出会い、保護者は、子どもと触れ合いの時間を持ち、また、良質な絵本との出会いを通じて、さらにより広い読書の世界を開くことができます。

特に近年、家庭の教育力の充実が強く求められており、この点においても、ブックスタートは非常に効果的です。

このため、今後全ての市町で、保健所や子育て支援センター等と連携し、ブックスタート事業に取り組むよう努めます。

(指標)

県内のブックスタート実施市町数

平成25年度 17市町 → 平成30年度 全市町

※平成25年8月末現在の全国の実施率は49.1% (NPO法人ブックスタート調査)

④ NPO法人・ボランティアによる活動の推進

市町・図書館等が実施することのほか、近年NPO法人やボランティアによる子どもの読書活動推進のための取組が、積極的に実施されています。

また、市町や図書館が行う事業においては、このようなボランティアの協力が欠かせないものとなっています。

子どもに対する働きかけを推進・強化するうえで、自らの意志で子どもの読書活動推進に取り組んでいるNPO法人やボランティアの存在は非常に貴重なものであり、文部科学省が実施している「子どもゆめ基金」による助成の活用も含め、今後このような活動の輪が一層広がるよう努めます。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 学校の役割

① 幼稚園、保育所等

幼児期の子どもは、絵本や物語などで見たり聞いたりした内容を自分の経験と結びつけながら、想像したり、表現したりすることを楽しむようになります。このような想像の世界や未知の世界と出会い、そのおもしろさを体験することが、将来の読書に結びつくきっかけづくりにつながります。

このため、遊びの中で自然に絵本に触れることができるような環境づくりをするとともに、読み聞かせを行うなど、幼児が日常的に絵本や物語などとかかわっていただけるようにすることが大切です。

② 小学校、中学校、高等学校等

学校は、家庭や図書館と違い、大勢の子どもたちに読書の意義や楽しさを伝えることのできる場であり、また、子ども同士が読書について話し合い、刺激し合うことのできる場でもあります。特に、ふだん読書の習慣のない子どもや近所に図書館がないなど、読書する環境に恵まれない子どもに日常的に読書に親しむきっかけを与えるなど、学校は非常に大きな影響力をもっています。

さらに、平成19年に改正された学校教育法第21条において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つに「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定されました。また、平成20年及び21年に公示された学習指導要領においては、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実することとされており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。このように、学校図書館の活用を図るとともに、学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが大切です。

(2) 現状と課題

① 学校での取組状況

ほとんどの学校において、授業で学校図書館を活用していますが、今後も目的に応じて本を進んで読む姿勢の定着・向上に向け、授業を中心に調べ学習などを積極的に行うことが必要です。

特に、中学生、高校生と学校段階が上がるにつれて読書習慣が失われていることを学校関係者が認識し、危機感を持って対応していくことが必要です。

例えば、学校段階に応じて、読み聞かせや推薦図書コーナーの設置、図書委員会活動の活性化、学校から家庭への呼びかけ、読書感想文コンクールの実施など、子どもの読書習慣を形成できるような手立てを講じる必要があります。

さらに、今後、校内研修や先進地視察などを積極的に行い、教職員自身の読書に対する意識を高め、教職員が読んだ本を紹介する機会を設けるなど、学校全体で読書活動の推進を図っていくことが求められています。

② 一斉読書の実施状況（資料 P69 参照）

本県の全校一斉読書の実施状況は、小学校で 99.7%、中学校で 87.2%、高等学校で 92.0%となっており、各学校段階において全国の実施率を上回っているか、同水準にあります。今後も継続していくために、学級文庫の充実などを図っていくことが必要です。

また、各自で選んだ本を読むだけでなく、ボランティアや保護者による読み聞かせ、小学6年生による1年生への読み聞かせなどの工夫をしている学校もあります。

③ 学校図書館の開館時間（資料 P50 参照）

昼休みはほとんどの学校図書館が開館していますが、休み時間や放課後は開館していない学校も多く、全般的に中学校の開館時間が短くなっています。授業時間以外にできるだけ自由に図書館に出入りできるような環境を整えることが必要です。

(3) 今後の方向

① 授業時間における読書活動の推進

学校の授業は、教科書等に基づいて行われるため、授業そのものが読書の間となる要素を持っています。また、授業時間等に学校図書館を計画的に活用することで、子どもと本の出会いの間をつくることができます。授業時間こそ、子どもの読書活動推進のための大切な機会であり、授業を通じて子どもに読書することの楽しさを知らせることができます。

例えば、国語の時間に読んだ正岡子規の俳句、谷川俊太郎の詩、芥川龍之介の短編、このときの感動が、一生続く読書のきっかけとなったと言われることがよくあります。また、学習した内容と関連する本や文章に触れると読書の幅が広がります。さらに、文学的な文章だけでなく、説明的な文章などを通して、読解力が養われるとともに、総合的な学習の時間を活用して社会科などで学んだことを基に調べ学習を行うことによって児童・生徒の興味の幅を広げることができ、これが更に、広い分野への読書につながっていきます。

このように、国語科を中心に、全ての教科等において本や文章を読んだり、資料を調べたりするなどの読書活動を推進するとともに、教師が授業に関する図書を紹介したり、子ども同士でおもしろい本を紹介し合ったりする機会を設けるなど、本に親しむ場の充実に努めます。

また、小学生や中学生が、幼稚園等で幼児に読み聞かせを行う機会を設けるなど、

多様な形で子どもが本に触れられるようにすることも考えられます。

② 朝の読書等「一斉読書」の推進

「朝の読書」は、授業開始前に10分程度時間を取り、全ての子どもが一斉に読書に取り組むもので、時間は短いものの、読書へのきっかけづくりという点では、非常に大きな効果があります。

読書は本来非常に楽しいものであり、きっかけさえ与えれば、子どもはすぐに本に夢中になることができます。朝の読書に取り組んでいる学校では、子どもの集中力・継続力が増し、落ち着いて授業に入ることができるという効果も報告されています。

この朝の読書の時間には、どの教室にも教師が付き、児童・生徒と一緒に読書することが大切であると言われています。授業開始前に読書の時間が取れないときは、別の時間に一斉読書の時間を設けるなどの工夫も有効です。また、マナー化を防ぐため、保護者やボランティアによる読み聞かせやブックトークなどを行ったり、学級図書委員の活動などを通じて学級文庫の充実を図ったりするなどの工夫も有効です。

今後も、県内のより多くの学校で、「朝の読書」など一斉読書活動が実施されるよう努めます。

③ 休み時間・放課後における読書活動の推進

休み時間や放課後における読書推進の主役は、学校図書館です。学校図書館を有効に機能させる上で最も大切なことは、子どもたちが図書館に集まってくることです。このため、図書館に子どもが立ち寄りやすい雰囲気づくりを推進します。

いったん図書館に来た子どもたちに、読書のおもしろさや楽しさを経験させるのは、司書教諭や図書館ボランティアの腕の見せどころです。

学校図書館は、利用者のほとんどが子どもであるという、公立図書館とは異なる条件を生かして、できるだけ子どもとの個別のコミュニケーションを取り、それぞれの子どものに合った読書指導を行い、生涯にわたって行われる読書活動の基礎を培うことを重視します。

また、学校図書館の行事として、読み聞かせやブックトークなどを行うことは、図書館に親しみを持たせ、子どもたちを読書へ導く上で非常に大きな効果があります。さらに、そのとき用いた本やブックトークのテーマに関連する本を紹介して読書への関心を高める工夫をしたり、推薦図書コーナーの設置や多読者の表彰などにより、継続して読書に親しむ子どもを育てたりすることにも取り組みます。その他、図書委員会の活動（読書会、広報など）が活性化するように、学校としてバックアップしていくことや、図書館便りを子どもを通じて保護者に配布することは、子どもの読書習慣の定着に役立ちます。

各学校では、学校図書館のほか、クラスごとに学級文庫を設置しています。この学級文庫は、休み時間などにすぐに利用でき、子どもが最も身近に親しむことのできるミニ図書館であることから、学級図書委員の活動等を通じて、ここに子どもたちの関心の高い、また、授業でも参考になるような図書を準備しておくことや、定期的に本の入れ替えを行うことが、読書活動を活性化する上で大変効果的です。

今後も、このような取組を通じて学校図書館活動の充実を図るよう、努めていきます。

④ 学校関係者の意識の高揚

学校において子どもの読書活動を推進していくためには、まず、学校関係者が、子どもが読書することの意義について十分理解している必要があります。特に、中学生や高校生等は、自分の人生を選択し、本格的に社会に参画する時期を目前にしており、読書を通し、自ら学び自ら考え、異なる価値観を認め、ともに生きる力を身に付けていくことの意義は計り知れません。

このため、適宜子どもの読書活動の意義や具体的な実践方法等について研修を行うとともに、司書教諭や管理職、主任クラスの中核となる教職員が先進地や専門的な研修の場に出向き、子どもの読書活動について、理解をより深めることが大切です。子ども読書の日、読書感想文コンクール、読書啓発講演会などを全校的な取組とすることで、学校関係者の意識の高揚を図ります。

また、「読書する教師が読書する子どもを育てる」という観点から、教師自身がより一層読書に取り組むよう勧奨していきます。

⑤ 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進

幼稚園や保育所においては、幼稚園教育要領や保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうことができるよう工夫します。

また、未就園児を対象とした読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を啓発することに努めます。

4 県立図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 現状と課題

県立図書館の「子ども読書係」では、子ども対象のおはなし会や講演会、ブックトーク等を県内各地で実施するほか、保護者、子ども読書にかかわる指導者、ボランティアなどを対象におはなし会やブックトーク等のノウハウを伝える研修会の実施等を通して、子どもの読書活動の推進を図ってきました。

また、子どもの読書に関する総合窓口である「子ども読書支援センター」を平成21年4月に開設し、県内の子ども読書活動関連の情報収集や情報提供、レファレンス(調査・相談)に取り組んできました。さらに、中高校生向きの本を集めた「YA(ヤングアダルト)コーナー」を設置し、中高生の読書活動の推進も図ってきました。平成25年度からは、「読書振興グループ」として、人員体制を整えより一層読書の普及に力を入れています。

その結果、保護者や学校等の子ども読書に関する関心が高まり、親子で本を読んだり図書館に出向いたりする機会が増えました。県立図書館でも、子ども読書室の入館者数が平成19年度43,500人から24年度は53,406人(22%増)に、児童図書の貸出冊数は平成19年度47,548冊から24年度は82,116冊(72%増)と大幅に増加しています。また、学校等では、読み聞かせやブックトーク、朝の一斉読書を取り入れたりするなどの取組が積極的になされるなど、いろいろな立場からの働きかけが功を奏し、本に親しむ子どもが増えてきています。

しかし、本とのよい出会いがその後の子どもの読書活動に大きく影響があることを考えると、さらなる子どもへの働きかけが必要です。今後も子どもの読書活動を支える保護者、学校関係者、ボランティア、市町立図書館からの県立図書館に対する期待

にこたえ、県内における活動のモデルとなるよう、さらなる事業の工夫をしていく必要があります。

(2) 今後の方向

子ども読書支援センターの県内の子ども読書活動関連の情報収集や情報提供、レファレンス（調査・相談）機能の充実を図るとともに、市町立図書館や関係諸機関との連携をさらに進めます。

また、子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深めるよう、おはなし会、ブックトーク、講演会の実施やお薦めの本のリストの作成、YAコーナーの充実など、本と出会う機会の提供の一層の充実を図ります。

さらに、職場体験等を積極的に受け入れ、図書館の仕事に関心を持ってもらうとともに、それが本への関心につながるよう努めます。

子どもの読書に関わる人たちを対象に、おはなし会やブックトークなどの技術を高めるための研修会を引き続き実施するとともに、家庭読書や書評合戦（ビブリオバトル）などの新しい取組への研究を進め、情報提供に努めます。

5 障害のある子どもに対する読書活動の推進

(1) 現状と課題（文部科学省「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」）

○ 特別支援学校での取組

県内の特別支援学校（7校）では、読み聞かせやブックトーク、お薦めの図書コーナーの設置、読書感想文コンクールなどの取組を行っています。また、保護者への図書貸し出しやPTAへの読み聞かせ講習会など、家庭との連携による読書活動の推進に取り組んでいる学校もあります。

○ 一斉読書の実施状況

特別支援学校には、重度の障害、重複した障害のある児童生徒も多く在籍していることから、障害の程度や状態に応じた読書活動が中心となっています。全校一斉の読書活動を実施しているのは4校です。

(2) 今後の方向

特別支援学校では、一斉読書や読み聞かせなどを子どもの障害の程度に応じて行っていますが、今後一層、それぞれの子どもの状態に合わせて、子どもと本の出会いの場や継続的に関わることができる環境づくりに努め、読書の楽しさを体験させながら、子どもが自ら積極的に読書に取り組むよう働きかけます。

また、子どもや保護者に、障害に応じた読書の方法や、必要な図書の利用方法等について情報を提供し、支援に努めます。

II 環境整備

子どもの読書活動を推進するための環境整備については、どのような人材を配置し、どのような本を備え、どのような場所に設置するかが主なポイントとなります。以下、この項目では、これらについて、公立図書館、公民館図書室、学校図書館等で、どのように取り組めばよいのか示しています。

1 公立図書館等の充実

(1) 現状と課題

① 職員の状況（「日本の図書館 統計と名簿 2012」/（社）日本図書館協会）

県内公立図書館の専任職員は、2012年4月1日現在74人で、有資格率は47.3%と全国平均の52%より低くなっており、職員1人当たりの人口も19.6千人と全国平均の11.0千人より8.6千人程度多く、専任職員数の配置が不十分な状況です。

② ボランティアの状況（資料 P62, 63 参照）

県内公立図書館のうち、90%以上の図書館でボランティアを導入しており、活動の場の提供はある程度図られています。研修を定期的に行っているのは24%にとどまっており、継続的な支援は十分とはいえない状況です。

③ 児童書コーナー（資料 P60 参照）

県内すべての公立図書館で児童書コーナーを設置しています。今後は、親子で声を出して本を読むことができる部屋を設置したり、内装を工夫したりするなど、子どもが図書館に来やすい雰囲気づくりをすることが必要です。

④ 図書館の情報化（資料 P59, 60）

県内の全ての公立図書館がホームページを開設し、地域住民への情報提供にホームページを活用しています。また、来館者用のコンピュータを設置している図書館は83%、公立図書館オンライン閲覧目録（OPAC）を導入している図書館は100%（平成20年度それぞれ70%）と、整備が進んでいます。

(2) 今後の方向

公立図書館は、読書活動を推進するための地域の拠点であり、現在本県では、16市町に公立図書館が設置されている状況です。今後、全ての市町に公立図書館が設置されることが望まれます。

（指標）

県内公立図書館の設置率

平成24年度 80%（全国平均 74.6%（平成24年度）） → 平成30年度 100%

① 人的充実

子どもの読書活動を推進するために、児童書に関する知識が豊富で、実際の子どもの読書活動推進のノウハウに詳しく、かつ熱意のある図書館司書や専任職員の配置に努めます。

このような、子どもや保護者が安心して相談でき、ボランティアからの信頼の厚い専門職員の存在こそが、地域での子どもの読書活動を支え、推進することにつながります。

また、地域や図書館、学校などで、紙芝居や読み聞かせなどの活動を行っているボランティアは、子どもの読書活動を推進するための非常に大切な存在です。このようなボランティアに対し、活動の場を提供するとともに、研修やボランティア同士の交流の機会を設けるなど、積極的な支援を行います。ボランティアを希望する人に対して、ホームページ、広報誌、チラシ等で広く活動の場に関する情報等の提供を行い、ボランティア活動への参加の促進にも努めます。

② 児童書の充実

蔵書でまず大切なのは、その数と質、さらにその収集方針に子どもの関心を引くような工夫がされているかということです。子どもが読みたくなるような、図書館

に来たくなるような配慮が大切です。

このため、子どもの広範な読書ニーズに対応し、日本の古典から、世界的に話題を集めた最新のファンタジーシリーズなどの文学作品だけでなく、歴史、社会から科学に関するものまで、また、年齢に応じ、絵本から、YA（ヤングアダルト）を対象にした図書まで、幅広い蔵書の充実に努めます。

また、表現の形態が多様化し、文字だけによるものから、絵や写真などを多用した文化の創造が定着しています。子どもたちも、これらの表現手段に慣れ親しんでいることから、蔵書の中には、古今東西の文化や自然を紹介する写真集や絵画集など、また古典として定評のあるマンガなどの整備に努めます。

特に、学年が上がっても継続して読書に親しむことができるよう、中・高校生を対象としたYA向けの図書の整備を進めます。

(指標)

県内公立図書館の子ども一人当たりの児童書数

平成24年度 4.1冊 → 平成30年度 5冊

③ 児童書コーナーの設置と工夫

図書館の児童書コーナーは、一般書のコーナーと区別し、子どもがのびのびとした雰囲気の中で、読書に親しめるものとする必要があります。このため、児童書コーナーの配置及び設営に当たっては、場所及び内装などに、一般書のコーナーと異なった工夫を行います。

また、子どもたちを対象として紙芝居や読み聞かせを行うための部屋や、親子で読書を行うための部屋など、声を出すことのできる部屋を併せて設置するよう努めます。

④ 図書館の情報化

情報化の進展に対応するため、来館者が利用できるコンピュータの整備やオンライン閲覧目録（OPAC）の活用を図るなど公立図書館のさらなる情報化に努めます。

また、近年、電子書籍が次々に出版され、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場していることから、今後の推移について十分留意し、新しい情報通信技術を活用した読書環境について研究を進めます。

2 学校図書館等の充実

(1) 現状と課題

① 司書教諭の配置状況（資料 P69 参照）

県内の12学級以上の学校では、法に基づいて確実に司書教諭が配置されており、さらに7学級以上の学校まで拡充されていますが、今後は、司書教諭としての活動を積極的に進めるための時間的な配慮を行うなど、司書教諭の力を十分に発揮できるような体制を整えていくことが望まれます。

② ボランティアの導入状況（資料 P69 参照）

読み聞かせ等のボランティアを導入している学校は、小学校で75.8%（全国平均81.2%）、中学校で9.0%（同27.2%）、高等学校で2.0%（同2.9%）となっており、各学校段階で全国平均を下回っています。導入していない理由は、教職員や図書委員で対応可能、人材が少ない、ノウハウがない、といったものが多く、公立図書館や

他校との連携を図ることにより実施できる可能性があります。

③ 図書資料の整備状況（資料 P69 参照）

県内の学校図書館図書標準を達成している学校の割合（平成 23 年度末現在）は、小学校が 59.0%（全国平均 56.8%）、中学校が 61.9%（同 47.5%）と全国平均を上回っていますが、前計画の 25 年度の目標値（小 60%、中 60%）と比較すると、平成 23 年度の段階では小学校はまだ目標を達成していません。

平成 22 年度の図書購入費（予算額）は、21 年度より増加していますが、予算の制約がある中でできるだけ経費のかからない方法で図書の充実を図るため、保護者等からの寄贈の受け入れや公立図書館からの団体貸出等を推進することが必要です。

④ 学校図書館の開放状況

県内で、学校図書館を地域に開放している学校はまだ非常に少ない状況です。学校図書館を休みの日や放課後等に開放することで、地域の読書活動を盛んにしたり、子どもと大人の交流が広がったりすることが期待できますが、実施に当たっては、休日に図書館で担当者を勤務させることに伴う諸問題や、安全面への配慮が必要です。

(2) 今後の方向

① 人的充実

司書教諭は、学校図書館資料の収集・提供や児童・生徒の読書活動に対する指導を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っています。学校図書館法では、平成15年度以降は、12学級以上の学校には必ず司書教諭を配置することとされており、本県においては、7学級以上の学校全てに司書教諭が配置されています。今後は、7学級未満の学校についても、できるだけ司書教諭を配置するよう努めます。

また、学校図書館は、子どもを対象とすることから、図書や資料をそろえるだけでなく、教職員の学校図書館に対する理解を深めることが大切であり、司書教諭を中心に、教職員全員で運営に協力し、子どもの読書活動を盛んにしていく体制を構築していきます。

さらに、子どもの読書活動を支援する図書館支援員などの学校図書館ボランティアを積極的に募集、活用し、子どもの読書活動を支援していくことも大切です。子どもの読書活動とかかわっていこうという志を持ったボランティアと連携することで、学校図書館の活動が活性化し、子どもたちの図書や図書室への関心を一層高めることができます。ボランティアの活動内容は、例えば、小学校では読み聞かせ、中学校・高等学校では本の登録や修理、貸出・返却など多岐にわたります。各学校の実情に応じてボランティアを活用することで、学校関係者だけで学校図書館を運営するよりも充実した活動を行えるようになります。

② 児童書の充実

学校図書館を魅力あるものとするためには、図書の充実が欠かせません。各市町は、文部科学省の「学校図書館図書整備5ヵ年計画」に基づく計画的な図書資料の整備を進め、域内の全小中学校で「学校図書館図書標準」（平成5年文部省（当時）作成）が達成されることを目標に、図書資料の整備充実を図る必要があります。高等学校においても、各校の実態に応じて必要な図書の充実に努めます。また、保護

者から不要になった児童書の寄贈を受け入れるなど、予算の制約によらない方法で、図書の充実を図ることも一案です。

蔵書の選択に当たっては、一般図書館同様、古典から新刊書、文学から歴史社会等の参考図書、絵画集、写真集、学習マンガまで、幅広い分野から選択するよう、また、学校図書館に積極的に新聞を置くよう配慮したいものです。

また、学校図書館の充実だけではなく、より身近に本がある環境をつくるため、学級図書委員の活動などを通じて学級文庫の充実を図ったり、子どもの関心の広がりに対応し、学校図書館にない図書については、地域の図書館や県立図書館と連携し、必要な図書を取り寄せたりすることにも取り組みます。

(指標)

県内の学校図書館図書標準達成校の割合

小学校 平成23年度末 59.0% (全国平均56.8%) → 平成30年度 70%

中学校 平成23年度末 61.9% (全国平均47.5%) → 平成30年度 70%

③ 設備面での充実

学校図書館で大切なのは、子どもが図書室にやってくることです。

このため、設置に当たっては、できるだけ子どもの立ち寄りやすい場所に学校図書館を設置するよう努めます。

また、照明や内装、室内装飾、書架や机、椅子などの備品、図書の配置などの工夫や新刊書コーナーの設置など、子どもにとって読書や調べものにふさわしい、親しみのもてる空間とすることも大切です。図書館の移設は難しいという場合であっても、使う人の立場に立って工夫を重ねていきます。

子どもが長く図書館にいたいと思うようになることが、読書好きになる第一歩です。

④ 学校図書館の開放

学校図書館は、これまで主として子どもと教職員のための専用の施設でした。この学校図書館を地域に開放し、親子読書や、PTAの保護者等の利用に供することは、地域での読書を振興するとともに、大人が学校図書館に関心をもち、学校図書館の実情を知ることにつながり、ひいては、学校図書館への積極的な支援や、子どもの読書活動の活性化をもたらします。

今後、学校図書館の開放について、安全面やプライバシーの保護などに配慮しながら、各学校や地域の実情に応じて検討を進めていくことが望まれます。実施にあたっては、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」やボランティアを活用することも考えられます。

3 県立図書館の充実

(1) 現状と課題

○ 児童書の状況

子ども読書室における蔵書は、平成19年度末 57,527冊から、年々購入冊数を増加し、平成24年度末 67,810冊となっています。県内の読書活動の中核となる施設として、市町立図書館や公民館図書室、学校図書館などの活動を支援するためには、県立図書館においても選書、配架、子どもや保護者へのサービスを直接行うことが必要であり、そのためにも引き続き多くの児童書を収集する必要があります。

○ 協力図書の状況

市町立図書館や学校、団体等に対する一括貸出用の「協力図書」は、平成19年度末82,796冊から、除籍、購入等を行い平成24年度末67,840冊となっています。蔵書の少ない市町や学校等の支援を行うため、今後も蔵書の充実を図ることが必要です。

(2) 今後の方向

① 人的充実

児童・青少年用図書や児童文学に関する広範な知識、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識と技能を有する司書を養成し、子どもの読書活動の推進に努めます。

また、市町立図書館、公民館図書館、学校図書館等とさらに連携し、県内の子どもの読書活動を推進するとともに、市町立図書館と学校図書館等との人的ネットワークの構築を支援します。

子どもの読書に関する総合的な案内窓口としての子ども読書支援業務に担当職員が当たり、利用者や相談者の要望にこたえられるよう努めます。

② 児童書等の充実

子どもや子どもの読書活動推進にかかわる人たちが身近に本に触れられるよう、子ども向け図書のほか子ども読書活動に関する専門的な図書の計画的な整備を図る必要があります。

そのため、幅広い分野の児童書や学校等で必要な本の情報を収集して十分な図書を整備するとともに、市町立図書館や学校図書館などに対し、図書の一括貸出や情報提供など必要な支援をさらに進めます。

また、児童書や子どもの読書活動に関する専門的な図書を収集し、県内の研究者や教育関係者、子ども読書の実践に当たっている人たちに提供します。

県立図書館に所蔵していない資料は、国立国際子ども図書館など他の図書館からの相互貸借等により、提供できるよう体制を整えます。

③ 児童書コーナーの設置と工夫

1階「子ども読書室」「親子読書室」では、概ね15歳以下の子どもを対象に多様な読書の機会を提供したり、担当司書が直接子どもに本を紹介したり、調べものの援助をしたりして、本との出会いを応援します。

大人の入り口に差し掛かる中・高校生に対しては、3階一般図書室に設置している「YA（ヤングアダルト）コーナー」において、中・高校生向けの各種資料を整備するとともに、読書活動の推進にかかわる情報提供を進めます。

また、教育関係者等がブックトークキットや学習支援セットを直接見て活用できるよう、書庫の一部を公開し、利用者の利便を図ります。

県内の研究者や教育関係者、子ども読書の実践に当たっている人たちのために子どもの読書活動に関する専門的な図書のコーナーを設置し、各種お薦めの本のリスト等も提供します。

子どもや大人が本を手取るきっかけや本を選ぶ際の援助となるよう、季節、作家、各種テーマに沿った本の特別展示、掲示の工夫をします。

④ 研修等

県立図書館には、県内の図書館のまとめ役として、図書館関係者をはじめ、教育

関係者、読書グループ、ボランティアなどに研修の場を提供する機能があります。

そこで、図書館職員の能力向上を図るための専門的な研修や、市町立図書館の職員を対象とする研修の充実を図るとともに、司書教諭、図書館支援員、ボランティア等を対象に、読み聞かせ等や選書の技術向上を目指す研修を実施し、資質の向上に努めます。

また、県立図書館でのボランティア活動を希望する県民を対象に、ボランティア養成講座を実施します。

⑤ その他

長期入院中の子どもに対しての資料提供、入院児童・生徒を対象とした読み聞かせボランティア等への支援など、障害のある子どもに対するサービスを充実します。

4 障害のある子どものための環境整備

(1) 現状と課題（文部科学省「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」）

○ ボランティアの導入状況

県内の特別支援学校のうち、3校でボランティアを活用して、読み聞かせやブックトークなどの読書活動の支援を行っています。

○ 図書資料の整備状況

県内の特別支援学校（小学部及び中学部）のうち、学校図書館図書標準を達成している学校は2校で、小学部と中学部を比較すると中学部のほうが達成率が低くなっています。

○ 情報化の状況

県内の特別支援学校のうち、蔵書をデータベース化している学校は3校あり、うち2校は50%以上達成していますが、1校は50%未満となっています。また、これらの電子管理を活用した図書貸出・返却を実施している学校は1校です。

○ 公立図書館との連携状況

県内の特別支援学校のうち4校で、公立図書館との連携により図書の学校への貸出や情報提供を行っています。特別支援学校への公立図書館司書の派遣等人的な連携はまだ進んでいません。

(2) 今後の方向

障害等で、読書することが困難な子どもに対しては、選書や施設整備等において一人ひとりの状態に合わせた配慮をし、適切な方法で読書の機会の確保に努めます。

特別支援学校の学校図書館では、必要な図書等の整備に努めるとともに、子どもの利用に適した机、椅子の整備、書架の配置を行うとともに、ボランティアや公立図書館との連携により読み聞かせ等を行います。

入院や障害のため図書館に来ることのできない子どもに対しては、病院や施設など子どもがいる場所の近くに、子どもが利用しやすいように、図書室等の子どものための読書スペースを設けることが大切です。また、子どもが家庭にいる場合には、学校から自宅に本を届けて先生や保護者が読み聞かせをするなど、公立図書館や学校図書館等が、子どもに図書や図書に関する情報を届けられるよう努めます。

視覚障害児のためには、大活字本、CD・電子データなどの録音図書、点字図書を整備する必要があります。本県では、松山市本町の県視聴覚福祉センターに、県内唯

一の録音図書・点字図書の専門施設として、点字図書館が設置されています。公立図書館等では、身近に大活字本や録音図書等を整備するとともに、点字図書館の存在や利用方法を周知し、点字図書館と連携して、視覚障害児の読書活動の推進に取り組めます。また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する視覚障害教育情報ネットワークの活用などによって、点字図書等の利用や情報共有等ができるため、その周知に努めます。

5 学校、図書館等の連携・協力

(1) 現状と課題（資料 P69 参照）

県内で公立図書館との連携を実施している学校の割合は、小学校 67.4%（全国平均 76.5%）、中学校 34.6%（同 49.8%）、高等学校 44.0%（同 46.5%）で、増加傾向にはありますが、全ての学校種において全国平均を下回っており、まだ取組が十分とは言えません。

県内の多くの公立図書館及び学校が、お互いに連携を図りたいと考えており、そのきっかけづくりが必要です。

(2) 今後の方向

子どもの読書活動を推進するに当たっては、公立図書館が中心となって、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、公民館等、地域にある関係の諸機関が連携した取組を進めていきます。

例えば、次のような連携・支援に努めます。

- ・ 小学校・中学校・高等学校で一貫した読書振興活動を行う。
- ・ 図書館では、学校等に対して図書やボランティアなど人材に関する必要な情報を提供する、司書を派遣する、研修の場を設ける、学校等の要望を受けて図書整備を行う、図書の少ない学校へは図書館が一括貸出を行う、保健所や子育て支援センターと連携し、各種健診時に家庭での子どもの読書活動についての普及啓発を図る。
- ・ 公民館、児童館では、読み聞かせなどを主催事業として取り組むとともに、ボランティア等に活動の場を提供する。
- ・ 学校同士で図書資料の相互貸与などを行う。

このような連携を進めることで、一層効果的に子どもの読書活動を推進していきます。

（指標）

公立図書館と連携している公立学校の割合

小学校	平成24年度 67.4%（全国平均76.5%）	→	平成30年度 75%
中学校	平成24年度 34.6%（全国平均49.8%）	→	平成30年度 45%

Ⅲ 普及啓発

1 普及啓発

子どもの読書活動の推進に当たっては、広く県民全体に理解を求め、家庭から学校、図書館までさまざまな場所で行き届くよう、気運の醸成を図っていくことが大切です。

そのため、講演会やシンポジウムの開催、ポスター、リーフレットの作成・配布、県

や市町の広報への登載など、さまざまな方法を通じて、子どもが読書することの大切さ、楽しさの、周知・啓発に取り組みます。

また、読み聞かせやおはなし会、ブックトークなど、子どもの読書推進事業そのものも、的確に報道されることで、非常に効果的な普及啓発の手段となります。

保護者へのアンケートで、情報収集の方法がわからないと回答した保護者が、子どもが小学生の場合で約5割、中・高校生の場合で約4割いるため、ホームページやメールマガジンなど多様な方法により、公立図書館や公民館、学校から積極的な情報提供に努め、広く一般に、子どもが読書することの必要性、大切さについて理解を求めます。

2 「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」など

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、4月23日を「子ども読書の日」、「文字・活字文化振興法」において、10月27日を「文字・活字文化の日」と定め、また、公益社団法人読書推進運動協議会では、4月23日から5月12日までを「こどもの読書週間」、10月27日から11月9日を「読書週間」と定めています。これらの期間中に、関係機関が一斉に事業に取り組むことで、この「日」や「週間」の存在を広く周知し、子どもが読書することの大切さを効果的にアピールします。

(指標)

子ども読書の日に関する啓発事業等を実施した公立図書館の割合
平成25年度 87% → 平成30年度 100%

3 優良図書、優良事例の紹介

読書活動の指針となるよう、チラシや小冊子などを作成し、子どもの年齢に応じた優良図書を紹介します。また、資料の作成に当たっては、読書への関心を高めるよう工夫を凝らします。

子どもへの働きかけを行うに当たり、保護者、ボランティア、学校、図書館等の関係者の参考となるよう、優良な活動事例を紹介します。

4 市町推進計画の策定

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項では、市町は、国の基本計画及び県の計画を踏まえ、市町の子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないとされていますが、県内市町で計画を策定しているのは6市町となっています。市町において子ども読書活動推進計画の策定に向けて具体的に検討していくことは、地域全体で子どもの読書環境や推進方策を考えたり、保護者や図書館、学校、ボランティアなど関係者の連携・協力による取組を進めたりすることにもつながります。今後も各市町において地域の実情を踏まえた子ども読書計画が策定され、実践に移されるよう努めます。

(指標)

県内の市町推進計画の策定数

平成24年度 6市町（全国策定率59.8%（平成24年度））→ 平成30年度 全市町